美馬市景観計画

概要版

『まほろば』を感じるまち美馬市

～広大な吉野川と雄大な山々に育まれた歴史・文化と
生活が調和した『まほろば』の景観まちづくり～

美馬市

目　次

１．景観特性 １
２．景観計画区域 １
３．景観まちづくりの理念と目標 ２
４．景観まちづくりの方針 ２
５．地域別景観まちづくりの方針 ３
６．重点地区と重点候補地区の景観まちづくりの方針 ５
７．良好な景観形成に向けた取組 ８
７－１．良好な景観形成のためのルール ８
７－２．屋外広告物の景観形成に関する方針 14
７－３．景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 14
７－４．公共施設の景観形成 14
８．景観計画の推進 16
８－１．景観まちづくりの主体と役割 16
８－２．良好な景観の保全・創造 16
８－３．景観まちづくりの推進体制の構築 17
８－４．景観まちづくりに関する意識啓発 17

１．景観特性

本市は、北に讃岐山脈、南は剣山から連なる四国山地に囲まれ、総面積の約8割を森林が占めています。そして、市のほぼ中央には「四国三郎」吉野川が流れ、日本一の清流穴吹川が吉野川に流れ込む清らかな水と豊かな緑が自然景観の基調となっています。

市域には、古くから人々が住みはじめ、四国有数の規模を誇る「段の塚穴」太鼓塚古墳や古代寺院の「郡里廃寺跡」など多くの史跡が残され、歴史のある神社仏閣が点在し、美馬町には寺町と呼ばれる寺院群が歴史的景観を形成しています。

江戸時代から明治にかけて、吉野川流域では藍が盛んに栽培され、その集散地として栄えた脇町南町は「うだつ」を特徴とする歴史的町並みが国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、吉野川を挟んだ対岸には、吉野川の氾濫と共生してきた歴史を物語る高石垣住宅や掻寄堤、防備林が特徴とする舞中島の文化的景観が広がっています。

吉野川に沿って広がる平地には広々とした農地が広がり、穴吹庁舎、脇町庁舎、美馬庁舎周辺に市街地が形成され、県道鳴門池田線バイパス沿道には大規模な商業施設の立ち並び沿道景観を形成しています。また、伝統を受け継ぐ祭りやイベントが開催され、にぎわいが形成されています。

このように、山々の緑と吉野川の自然景観、歴史と文化を反映した景観、人々の生活の景観が、本市の景観の特徴となっています。

市の中央を流れる吉野川

脇町南町（うだつの町並み）

舞中島の高石垣住宅

阿波踊り

２．景観計画区域

本市は、美馬、脇町、穴吹、木屋平の地域性を反映した多様な景観を有しています。それぞれの地域特性に応じて、地域の個性豊かな景観を守り、整え、育て、創る取組が必要です。そのため、景観計画区域を「美馬市全域」とし、地域の特性を活かした良好な景観形成に取り組みます。

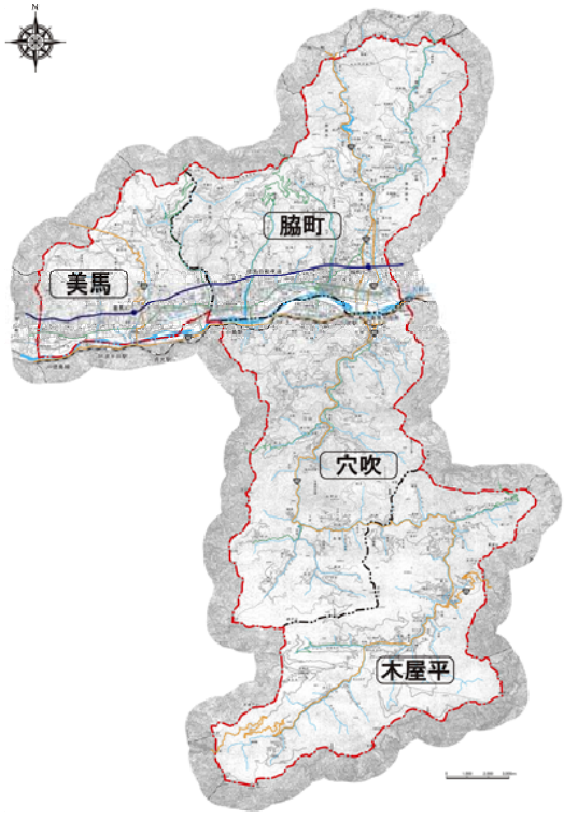

市全域を景観計画区域とし、地域の特性を活かした良好な景観形成に取り組みます。

３．景観まちづくりの理念と目標

「まほろば」（文化の香が高く、周囲を山々で囲まれた、実り豊かな土地で美しく住みよいところ）を感じる美馬市らしい景観形成を基本理念として、景観まちづくりを進めます。

基本理念

『まほろば』を感じるまち　美馬市

～広大な吉野川と雄大な山々に育まれた歴史・文化と生活が調和した『まほろば』の景観まちづくり～

基本目標

自然や歴史・文化と営みが調和する景観まちづくり

・先人達が育んできた、かけがえのない自然や歴史・文化を守り育て、人々の営みと調和する景観形成を目標とします。

つながりと広がりのある景観まちづくり

・「うだつの町並み」や生活の場となる各支所周辺等の拠点をつなぐ旧街道や幹線道路の沿道景観など、つながりと広がりのある景観形成を目標とします。

地域固有の多彩な景観資源が輝く景観まちづくり

・豊かな自然、うだつの町並み、舞中島、寺町等、地域に受け継がれている伝統文化等多彩な景観資源が輝く、美馬市らしい景観形成を目標とします。

４．景観まちづくりの方針

（１）自然の景観　豊かな自然を守り、体で感じる自然の景観まちづくり

雄大な山々、とうとうと流れる吉野川といった豊かな自然は、市民や来訪者に潤いを与えてくれる景観となっています。この恵まれた自然景観の保全と整備を図り、豊かな自然を感じられる景観まちづくりをめざします。

（２）歴史・文化の景観　地域に残る歴史・文化の景観を次世代に継承する景観まちづくり

本市には、県西部の中心地として栄えてきた歴史から数々の史跡や神社仏閣、神事や祭事、民俗芸能などの歴史・文化の景観があり、地域の誇りやシンボルとなっています。これらの歴史・文化の景観は、市民共通の財産として、次世代に継承する景観まちづくりをめざします。

（３）生活の景観　まちや地域の魅力を高め、周辺の景観と調和を図る景観まちづくり

吉野川に沿って広がる市街地景観や農地の景観、中山間地に点在する集落地景観は、市民の生活を反映しています。市民の生活と周辺の自然や歴史・文化の景観と調和を図りつつ、まちや地域の魅力を高める景観まちづくりをめざします。

５．地域別景観まちづくりの方針

美馬地域の景観まちづくり

【景観まちづくりの目標】
吉野川に沿って広がる田園と寺町の風情が漂う景観まちづくり

美馬中央橋からの吉野川

（自然の景観）
・地域の緑の背景となる竜王山、三頭山などの山並み景観の保全をめざします。
・吉野川は、良好な水辺景観の保全と活用をめざします。
・讃岐山脈から流れ出る吉野川の支流は、水質の保全や自然環境に配慮した水辺景観の形成をめざします。

寺　町

（歴史・文化の景観）
・寺町地区は、寺院の佇まいと調和した町並み景観の形成を図るため、重点候補地区として、住民との協働のもと重点地区へ位置づけを検討していきます。
・祭りなどの伝統行事を継承し、地域の歴史や文化を育む人材の育成をめざします。
・段の塚穴、郡里廃寺跡、青木家住宅、鎌村家住宅、地域の神社仏閣の周辺は、歴史的な景観の保全をめざします。

四国三郎の郷

（生活の景観）
・主要幹線道路沿道は、良好な景観の形成をめざします。
・四国三郎の郷や水辺の楽校は、交流や憩いの場として自然景観の保全と活用を図ります。

脇町地域の景観まちづくり

【景観まちづくりの目標】
うだつの町並みと吉野川が織りなす賑わいの景観まちづくり

吉野川

（自然の景観）
・地域の緑の背景となる讃岐山脈の山並み景観の保全をめざします。
・吉野川は、良好な水辺景観の保全と活用をめざします。
・讃岐山脈から流れ出る曽江谷川、大谷川等は、水質の保全や自然環境に配慮した水辺景観の形成をめざします。
・夏子ダム周辺は、レクリエーションの場として湖の眺望を活かした景観形成をめざします。

うだつの町並み

（歴史・文化の景観）
・「うだつの町並み」（美馬市脇町南町伝統的建造物群保存地区）では、歴史的な町並み景観を守ります。また、「うだつの町並み」周辺は重点地区として、景観まちづくりを進めます。
・祭などの伝統行事を継承し、地域の歴史や文化を育む人材の育成をめざします。
・旧長岡家住宅や地域の神社仏閣の周辺は、歴史的な景観の保全をめざします。

デ・レイケ公園

（生活の景観）
・デ・レイケ公園は、人々の交流や憩いの場として景観形成をめざします。
・県道鳴門池田線バイパス等の沿道は、良好な景観の形成をめざします。

穴吹地域の景観まちづくり

【景観まちづくりの目標】

吉野川と清流穴吹川が育む田園に藍文化の風が舞う景観まちづくり

（自然の景観）

・地域の緑の背景となる三ツ頭山、高丸山などの山並み景観の保全をめざします。
・吉野川は、良好な水辺景観の保全と活用をめざします。
・清流穴吹川は、自然景観の保全と活用をめざします。

宮内の潜水橋（穴吹川）

（歴史・文化の景観）

・舞中島地区は、吉野川の洪水と共生してきた文化的景観を継承するため、重点候補地区として、住民との協働のもと重点地区への位置づけを検討していきます。
・祭などの伝統行事を継承し、地域の歴史や文化を育む人材の育成をめざします。
・白人神社、新明神社など地域の神社仏閣の周辺は、歴史的な景観の保全をめざします。

高石垣住宅（舞中島）

（生活の景観）

・穴吹川下流部の市街地及び JR 穴吹駅周辺は、穴吹川の水辺景観の保全とともに落ち着きのある町並み景観の形成をめざします。
・国道 192 号等幹線道路の沿道は、良好な景観の形成をめざします。
・国道 492 号の山間部は、自然景観と調和した道路景観の形成をめざします。

JR 穴吹駅

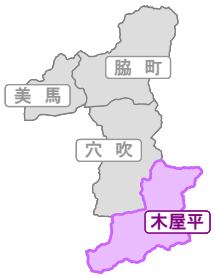

木屋平地域の景観まちづくり

【景観まちづくりの目標】

剣山と渓谷美が四季の暮らしを彩る山里の景観まちづくり

（自然の景観）

・剣山や一の森等は、雄大な山並みの自然景観の保全をめざします。
・清流穴吹川は、自然景観の保全と活用をめざします。
・中尾山高原は、レクリエーションの場として山々の眺望を活かした景観形成をめざします。

穴吹川

（歴史・文化の景観）

・重要文化財三木家住宅は、周辺の自然と一体的となった景観の保全をめざします。
・中尾山高原民俗資料館周辺は、大森ノ池の自然とともに山里の歴史・文化の景観として保全を図ります。
・祭などの伝統行事を継承し、地域の歴史や文化を育む人材の育成をめざします。

三木家住宅

（生活の景観）

・国道 492 号の木屋平支所周辺は、自然と調和したまちの景観形成をめざします。
・山の斜面に広がる農村集落は、周辺の良好な自然景観と調和した生活文化として、維持に努めます。

国道 492 号（木屋平支所付近）

６．重点地区と重点候補地区の景観まちづくりの方針

景観まちづくりを重点的に進めていく地区を重点地区と位置づけ、地区の実情にあったきめ細やかな景観誘導を図ります。重点地区は、脇町重点地区とします。

また、重点地区以外の一般地域において、良好な景観を有する地区や景観まちづくりを重点的に進めていくべき地区については、その保全の必要性や住民による景観まちづくり活動の機運などを考慮し、重点候補地区として、住民との協働のもと、重点地区への位置づけを検討していくこととします。重点候補地区は、舞中島重点候補地区と寺町重点候補地区とします。

脇町重点地区の景観まちづくり

【景観まちづくりの目標】

うだつの町並みへつながる歴史と文化の景観まちづくり

【景観形成の方針】

- 脇町南町は、伝統的建造物群保存地区保存計画及び文化財保護法により、伝統的建造物の保存を図ります。
- 中町、北町、本町、大工町筋の寺院や町家群は、南町と連続性のある町並みを形成しています。歴史的建造物の活用を図り、住みやすく落ち着いた佇まいの町並み景観の保全をめざします。
- 建築物は、傾斜屋根と和瓦を使用した和風のたたずまいを基本とする景観形成をめざします。
- 猪尻は、建築物の新築・増改築が比較的盛んであることを踏まえつつ、武家屋敷や農家住宅が点在する歴史的景観や、樹木や生け垣などの緑や土塀を活かした生活景観の保全と活用をめざします。
- 主要な視点場からの眺望景観の保全を図り、脇町南町と一体的な町並み景観の形成を図ります。
- 大谷川、吉野川は、景観重要公共施設として河川の景観形成を図ります。

中町筋

大谷川

県道沿いの町家

傾斜屋根と和瓦のパルシー

脇町重点地区範囲図

主要な視点場

舞中島重点候補地区の景観まちづくり

【景観まちづくりの目標】

洪水遺産を活かした水防モデルとなる景観まちづくり

【景観形成の方針】

・舞中島で藍栽培が行われ、その集散地として脇町が栄えた歴史的一体性を活かした脇町重点地区と連携した景観まちづくりを進めます。
・吉野川の流れと潜水橋、明連川、背景となる緑の山々は、豊かな自然と人々が作り出した文化的景観として、景観の維持と活用に努めます。
・洪水対策の歴史的遺産である掻寄堤、防備林としての竹林は、景観の保全を図ります。
・洪水との共生により形成された高石垣の屋敷地と民家、屋敷林、微高地に連なる集落景観の維持・保全を図ります。
・高低差のある土地を横切り、豊かな水を農地へ運ぶ美馬南岸用水路の景観保全に努めます。
・洪水時の流路となり、藍栽培から桑畑、水田に変遷しながら農地として活用されてきた連続性と広がりのある農地の維持に努めます。
・地区内に残る伊予街道の道筋、舞中島の歴史を語る神社仏閣、石造物周辺の景観保全に努めます。
・伊予街道や吉野川の渡しの遺構の保全を図ります。
・舞中島の文化的景観を観察する視点場の整備と眺望景観の保全を図ります。

舞中島の背景となる山々

吉野川と舞中島潜水橋

明連川

美馬南岸用水

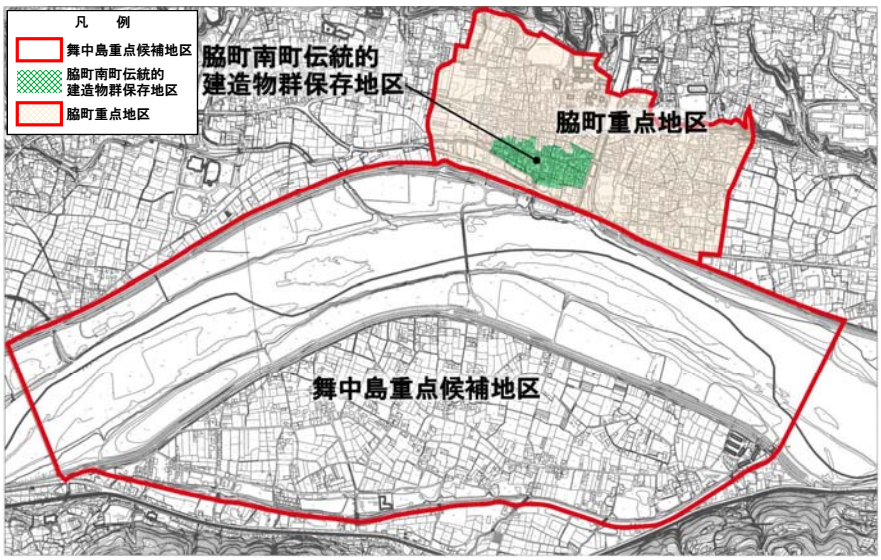

舞中島重点候補地区の範囲図

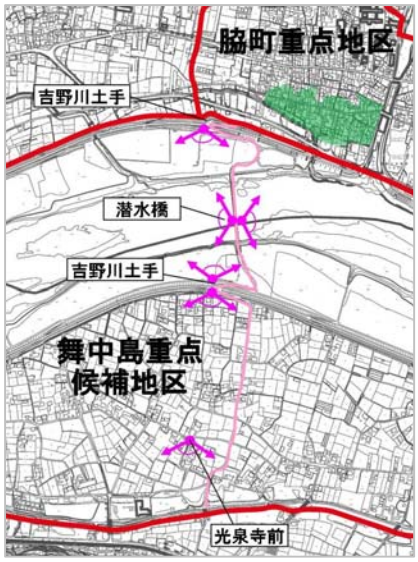

主要な視点場

寺町重点候補地区の景観まちづくり

【景観まちづくりの目標】

寺町の歴史と文化を守り育てる景観まちづくり

【景観形成の方針】

・安楽寺・願勝寺・西教寺・林照寺などが建ち並ぶ寺町は、寺院建築をはじめとする歴史的要素を継承し、寺町の佇まいの保全と活用をめざします。
・寺町、撫養街道の歴史的景観を活かした品格のある町並み景観の形成をめざします。
・主要な視点場からの眺望景観の保全と視点場の整備を図ります。

郡里廃寺跡

中山路のイチョウ

安楽寺

願勝寺

西教寺

林照寺

寺町重点候補地区の範囲と主要な視点場の位置図

寺町公園からの眺望景観

７．良好な景観形成に向けた取組

７－１．良好な景観形成のためのルール

市全域を届出の対象の範囲とします。

一般地域では、大規模行為を届出対象とし、重点地区はきめ細やかな届出対象を定めています。
また、良好な景観形成のための景観形成基準は、一般地域、脇町重点地区において、それぞれ示します。

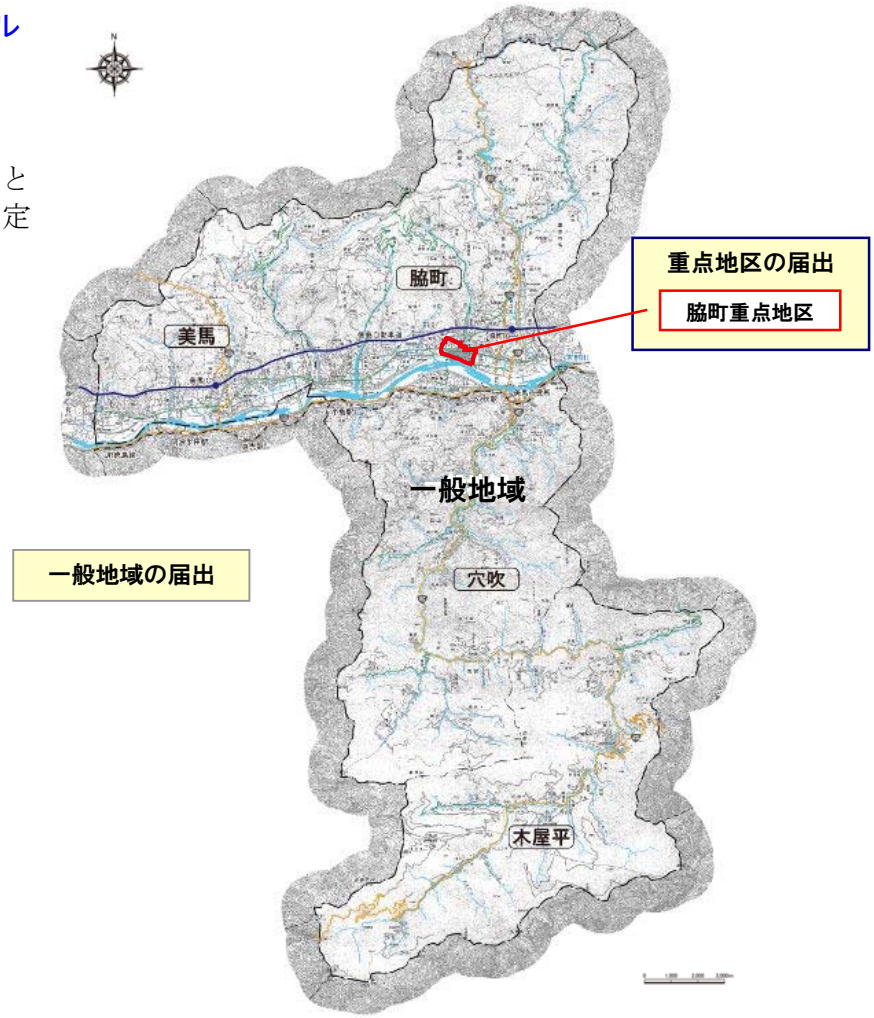

届出の流れを右に示します。

○新築、増築、改築、開発、資材置場等をお考えの際は、事前に市へご相談ください。修景の考え方、届出の手続き等に関して説明します。

○工事内容が決まりましたら、工事予定日の 30 日前までに、市へ規定の書式の届出書を提出してください。

○届出後、市では内容を審査します。審査結果が出る前に工事に入ることはできません。

○届出の内容が景観形成基準に適合している場合は、工事に着手していただきます。

○届出の内容が景観形成基準に適合しない場合は、計画内容を景観形成基準に適合するように変更をお願いします。

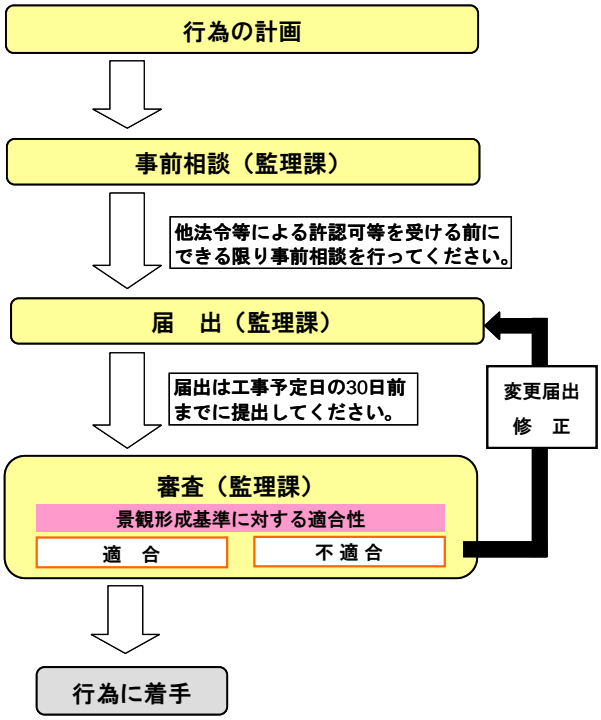

■一般地域

（１）届出対象行為

大規模な建築物、工作物の建設や開発行為等は周辺の景観に与える影響が大きく、以下に示す届出対象行為ついて、市へ届出が必要です。

◆**届出対象範囲**：重点地区を除く市域全域です。

◆**届出対象行為**：届出対象となる行為と規模は、以下のとおりです。

行為の種類		届出対象となる規模等（一般地域）		備考
建築物	・建築物の新築，増築，改築，移転又は撤去 ・外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更	・高さ 13m以上又は建築面積 500 ㎡以上のもの【参考図1】 （増築・改築又は修繕・模様替え・色彩の変更は、建築物全体が上記規模を越えるもの。外観の１/２以上を変更するもの）		景観法第 16 条第 1 項第 1 号
工作物	・工作物の新設，増築，改築，移転又は撤去 ・外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更	・電波塔類：高さ 20m以上のもの【参考図2】 ・遊戯施設、製造施設、立体車庫、貯蔵施設、処理施設等：高さ 13m以上又は築造面積 500 ㎡以上のもの【参考図3】		景観法第 16 条第 1 項第 2 号
開発行為	・都市計画法第４条第 12 項に規定する開発行為	都市計画区域	開発面積: 1,000 ㎡以上【参考図4】	景観法第 16 条第 1 項第 3 号
		都市計画区域外	開発面積:10,000 ㎡以上【参考図4】	
その他	・土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	対象面積:10,000 ㎡以上【参考図5】		景観法第 16 条第 1 項第 4 号
	・木竹の植栽又は伐採	対象面積:10,000 ㎡以上		
	・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・土石の堆積：高さ 5m以上 又は対象面積 10,000 ㎡以上【参考図6】 ・廃棄物、再生資源等の堆積：高さ 5m以上 又は対象面積 10,000 ㎡以上【参考図7】 （但し、堆積の期間が 3 か月以上継続しないものは除く）		

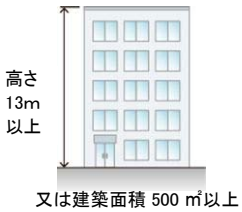

【参考図１】

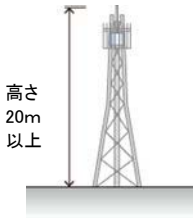

【参考図２】

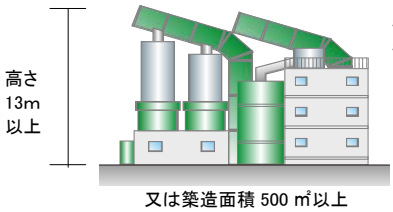

【参考図３】

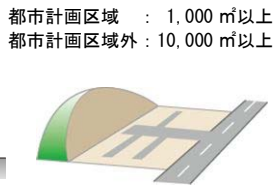

【参考図４】

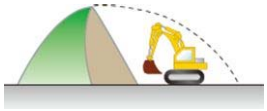

【参考図５】

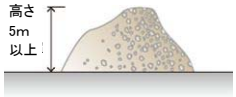

【参考図６】

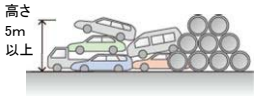

【参考図７】

（２）景観形成基準

以下の景観形成基準に基づき、良好な景観形成を図ります。

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>景観形成基準（一般地域）</th></tr>
<tr><td colspan="2">基本事項</td><td>・周囲の山々と吉野川等の自然景観、歴史・文化の景観や田園景観等、周辺の景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">建築物</td><td>形態意匠</td><td>・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。</td></tr>
<tr><td>色　彩</td><td>・屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する落ち着きのある色彩を基調とすること。</td></tr>
<tr><td>高　さ
位　置</td><td>・主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。
・山並みをなす稜線を乱さないように配慮すること。</td></tr>
<tr><td>緑　化</td><td>・道路に面する場所は生け垣、花木等の緑化に努めること。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">工作物</td><td>形態意匠</td><td>・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。</td></tr>
<tr><td>色　彩</td><td>・目立つ色彩は避け、周囲の景観と調和する落ち着きのある色彩を基調とすること。</td></tr>
<tr><td>高　さ
位　置</td><td>・主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。
・山並みをなす稜線を乱さないように、できる限り低い位置に配慮すること。
・鉄塔、電柱、電波塔類は、周辺の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。</td></tr>
<tr><td>緑　化</td><td>・道路に面する場所は生け垣、花木等の緑化に努めること。</td></tr>
<tr><td>開発行為</td><td colspan="2">・開発後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。
・造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめ、法面は緑化に努め周辺の景観と調和を図ること。
・斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を生かすよう配慮するとともに、植栽等による修景に努めること。
・樹木の伐採は必要最小限にとどめること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">その他</td><td>土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更</td><td>・行為後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。
・長大な法面を生じないよう配慮し、法面は緑化に努めること。
・行為後は、地域に育成する樹木による緑化等により景観の復元に努めること。</td></tr>
<tr><td>木竹の植栽又は伐採</td><td>・植栽は、地域に育成する樹木を中心とした植樹により景観の復元に努めること。
・伐採後は、地域に育成する樹木による緑化等により景観の復元に努めること。</td></tr>
<tr><td>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</td><td>・集積等の面積は必要最小限にとどめ、高さは極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。
・道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へい又は生け垣等植栽を施し、周辺の景観に配慮すること。</td></tr>
</table>

■脇町重点地区

（１）届出対象行為

美馬市脇町南町伝統的建造物群保存地区との連続性維持に留意した景観づくりを基本とし、以下に示す届出対象行為について、市へ届出が必要です。

◆**届出対象範囲**：脇町重点地区のうち、美馬市脇町南町伝統的建造物群保存地区を除きます。

◆**届出対象行為**：届出対象となる行為と規模は、以下のとおりです。

行為の種類		届出対象となる規模等（脇町重点地区）	備考
建築物	・建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去 ・外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更	・高さ 10m以上又は３階建て以上、又は建築面積が 250 ㎡以上のいずれか （増築・改築又は修繕・模様替え・色彩の変更は、建築物全体が上記規模を越えるもの。外観の１／２以上を変更するもの）	景観法 第 16 条 第１項 第１号
工作物	・工作物の新設，増築，改築、移転又は撤去 ・外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更 ・看板、自動販売機、室外機等の設置、取替又は移転	・高さ２m以上の柵・塀・生垣・擁壁 ・高さ 10m以上の電波塔・物見塔・装飾塔の類、煙突・排気筒の類、高架水槽・冷却塔の類、鉄筋コンクリート・金属製の柱の類、彫像・記念碑の類、電線路又は空中線およびその支持物（建築物上に設置する場合は、建築物の高さとの合計の高さとする） ・高さ 10m又は建築面積 250 ㎡以上の、観覧車等の遊戯施設の類、アスファルトプラント等の製造施設、自動車車庫専用の立体的施設の類、石油・穀物等の貯蔵・処理施設、汚水処理施設等の類 ・上記のもので、外観の２分の１以上の外観を変更することとなるもの	景観法 第 16 条 第１項 第２号
開発行為	・都市計画法第４条第 12 項に規定する開発行為	・開発面積が 1,000 ㎡以上のもの ・高さが 1m 以上の切土・盛土を伴うもの	景観法 第 16 条 第１項 第３号
その他	・土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	・対象面積が 1,000 ㎡以上 ・高さ１m以上の法面、擁壁を生じるもの	景観法 第 16 条 第１項 第４号
	・木竹の植栽又は伐採	・樹高 10m を越えるもの ・幹の周囲が３m を越えるもの ・伐採の面積が 500 ㎡以上のもの ・生け垣のうち、20m以上を伐採するもの	
	・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・対象面積が 500 ㎡以上のもの ・堆積の高さ１m以上のもの （但し、堆積の期間が３か月以上継続しないものは除く）	

注）美馬市脇町南町伝統的建造物群保存地区は、文化財保護法、美馬市伝統的建造物群保存地区保存条例により、教育委員会へ届出が必要です。

（２）景観形成基準

脇町重点地区の景観形成の方針から、以下の景観形成基準に基づき、良好な景観形成を図ります。

① 建築物・工作物（擁壁・電波塔等を除く）

項目	景観形成基準（脇町重点地区）
基本事項	・周囲の山々の眺望、段丘崖の緑地、吉野川、大谷川等の自然景観、歴史・文化の景観、周囲の町並み景観等、周辺の景観との調和に配慮した景観づくりを図ることを基本とする。
配置	・敷地形状は、現状の敷地形状の維持に努めること。やむを得ず敷地形状を改変する場合は、周辺の敷地形状や景観との調和に努めること。 ・建物は、圧迫感を与えないように、例えば、周囲の建築物と壁面線、軒線などをそろえるなど、周囲との調和を考えたバランスの良い配置を図ること。
高さ･規模	・２階建て、又は、高さ 10m以下を基本とする。 ・高さ 10m以上又は３階建て以上とする場合は、周囲の景観との調和に努めること。 ・周囲に圧迫感を与えるような大規模な建物の建築は、避けるよう配慮すること。 ・主要視点場からの町並み景観と調和し、視界の妨げとならないこと。
形態意匠	・周囲の景観と調和したデザインとなるよう努めること（和瓦傾斜屋根、和風形態・意匠の建築・工作物がのぞましい）。 ・建築設備や屋外階段、ゴミ置き場等の付属施設は、道路から直接望見できない配置や緑化等により、景観との調和に努めること。
色彩･素材	・周囲の景観と調和した配色に努めること。 ・屋根は、黒又はいぶし銀の和瓦がのぞましい。 ・壁は、しっくい壁、土壁に近い色調の白色、薄い茶色がのぞましい。
敷地の緑化	・地域に育成する木竹を中心とした植栽に努めること。

② 工作物（擁壁・塀・生垣）

項目	景観形成基準（脇町重点地区）
基本事項	・周囲の景観と調和のとれたものとなるよう努めること。
意匠形態	・周囲に圧迫感を与えないような形態とするよう努めること。
色彩･素材	・周囲の景観と調和した配色となるよう努めること。 ・光沢のある素材の使用を避け、地域で多くもちいられている素材の活用に努めること。

③ 工作物（電気事業工作物を除く電波塔など）

項目	景観形成基準（脇町重点地区）
高さ･規模	・周囲の家並みや樹木等との調和を図ること。 ・主要視点場からの町並み景観と調和し、視界の妨げとならないこと。
意匠形態	・周囲の家並みや樹木等との調和する意匠形態とすること。
色彩･素材	・電波塔などの色彩は、落ち着いた濃い茶色（10YR2/1、10YR3/2）、灰色（低彩度３以下、明度Ｎ４～５程度など）又は亜鉛メッキつや消し（低彩度３以下、Ｎ４～５程度など）とすること。 ・敷地の外周にフェンスを設ける場合は、こげ茶等落ち着いた色彩とすること。
敷地の緑化	・周囲の景観と調和した配色となるよう努めること。

④ 開発行為

項目	景観形成基準（脇町重点地区）
土地の形状及び緑化	・周囲に圧迫感を与えるような大規模な法面及び擁壁を生じないよう努めること。 ・擁壁を設ける場合は、②工作物（擁壁）に示す基準に適合すること。

⑤ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更

項目	景観形成基準（脇町重点地区）
遮へい	・周囲の道路等からの遮へいに配慮し、敷地周辺の緑化に努めること。 ・掘採又は採取後は、現状復旧に努めるとともに、緑化等による周辺の景観との調和を図ること。

⑥ 木竹の植栽又は伐採

項目	景観形成基準（脇町重点地区）
木竹の植栽又は伐採	・伐採後は、地域に育成する木竹を中心とした植栽により、良好な景観の形成に努めること。 ・空地やのり面等は、地域に育成する植物の植栽による緑化の推進に努め、良好な景観の形成を図ること。 ・植栽に際しては、植栽対象として地域に育成する木竹を選定するよう努めること。

⑦ 屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積

項目	景観形成基準（脇町重点地区）
堆積の方法	・堆積物は整然と積み上げ、周囲の景観と調和する高さとすること。 ・道路や敷地の外周には極力空地を確保すること。
遮へい	・敷地の周囲には、植栽又は周囲の景観に配慮した塀等を設置し、周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。

⑧ 河川

項目	景観形成基準（脇町重点地区）
基本事項	・治水・利水との整合性に配慮しつつ、良好な景観の維持、形成に努めること。
河川の使用	・土石等の採取、工作物の新築等に際しては、周囲の景観と調和に配慮すること。 ・木竹の伐採又は植栽に際しては、例えば、景観形成基準の「⑤木竹の植栽又は伐採」に準拠するなど、良好な景観の維持、形成に努めること。
改修	・治水・利水との整合性に配慮しつつ、圧迫感を和らげる形態（例えば、勾配を付ける、階段状の形態をとる、植栽工を活用する、など）や河川環境の保全に配慮したものとすること。 ・災害復旧工事の際は、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」（平成 18 年 6 月 21 日）に準拠すること。

７－２．屋外広告物の景観形成に関する方針

徳島県屋外広告物条例を活用し、幹線道路沿道の屋外広告物の誘導を図ります。

７－３．景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

本市には、地域の景観を特徴づけている建造物（建築物・工作物）や樹木があります。こうした建造物や樹木は、地域の歴史を物語るとともに、町並みを構成する重要な要素になっています。地域の景観を特徴づけている建造物や樹木を積極的に守り育てていくために、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を定めます。

景観重要建造物の指定の方針

1）歴史的建造物で、町並み景観を構成する要素となっているもの。
2）地域の歴史性を感じさせる屋敷や土蔵、石垣で、町並み景観を構成する要素となっているもの。
3）農山村にあって地域の景観を特徴づける要素となっているもの。
4）産業遺産や土木遺産、駅舎などで、地域の景観のシンボルとなっているもの。
5）地域住民に大切に守られ、地域の誇りとなっているもの。また、地域の景観形成に主導的な役割を果たすと考えられるもの。
6）地域の景観を形づくってきた意匠や工法の建築技術、石積み等の技術、農林業の生産施設等、素材に地域の特産を使用しているものや、その時代の匠や職人の技が光るもの。
7）地域の景観形成に重要な役割を果たすと考えられるもの。

景観重要樹木の指定の方針

1）市街地においてシンボル的な樹木となっているもの。
2）農山村にあって地域の景観を特徴づける要素となっているもの。
3）吉野川、穴吹川、曽江谷川、大谷川などの水辺景観を構成する樹木となっているもの。
4）地域住民に大切に守られ、地域の誇りとなっているもの。また、地域の景観形成に重要な役割を果たすと考えられるもの。

７－４．公共施設の景観形成

河川、道路、公園などの公共施設は、景観形成に重要な役割を担っています。本市の景観まちづくりについて重要な景観軸や景観拠点となる公共施設は、施設管理者と協議の上、景観重要公共施設とし、国土交通省が示す「分野毎の景観形成ガイドライン」や「徳島県景観形成指針」を参考にしつつ、本市の良好な景観形成を図るものとします。

本市の景観形成上重要な公共施設は、「景観重要河川」や「景観重要道路」として指定し、景観形成を図ります。

（１）景観重要河川【吉野川】

舞中島地区では、吉野川の洪水と共生してきた文化的景観を構成する重要な構成要素として、吉野川の流れ、掻寄堤防、竹林が挙げられています。

このため、舞中島重点候補地区においては、河川管理者が定める吉野川水系河川整備計画に基づき、治水、利水、環境との整合性に配慮しながら、河川景観の保全を図ります。

（２）景観重要河川【穴吹川】

穴吹川は、日本一の清流で、四季折々の渓谷美を織りなし、全国的にも珍しい土場の立堰もあります。

河川管理者が定める河川整備の方針に基づき、治水、利水、環境との整合性に配慮しながら河川景観の保全を図るとともに、市民や来訪者に憩いと安らぎを与える場としての機能を持たせることとします。

（３）景観重要河川【大谷川】

脇町重点地区の中央を流れる大谷川は、川の流れと護岸、両岸の柳が周辺の景観を構成する重要な要素となっています。また、上流部にはデ・レイケの堰堤があります。

河川管理者が定める河川整備の方針に基づき、治水、利水、環境との整合性に配慮しながら河川景観の保全を図るとともに、市民や来訪者に憩いと安らぎを与える場としての機能を持たせることとします。

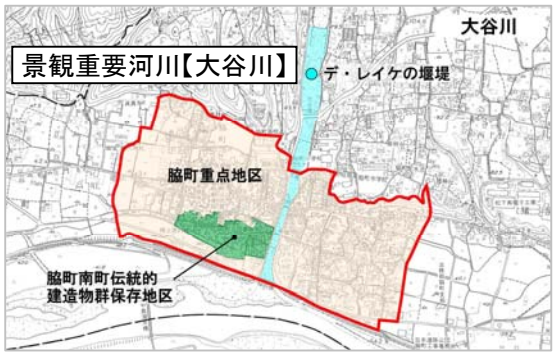

（４）景観重要河川【明連川】

舞中島重点候補地区では、吉野川の洪水と共生してきた文化的景観を構成する重要な構成要素として、明連川の流れ、竹林が挙げられています。このため、河川管理者が定める河川整備の方針に基づき、治水、利水、環境との整合性に配慮しながら河川景観の保全を図り、市民や来訪者に憩いと安らぎを与え、環境学習の場としての機能を持たせることとします。

（５）景観重要道路【県道脇・三谷線の吉野川河川区域】

舞中島重点候補地区を通る県道脇・三谷線は、吉野川堤防上からの吉野川の流れや河畔林を眺望することができる視点場となっています。また、潜水橋は、吉野川の洪水と共生してきた文化的景観を構成する重要な構成要素として挙げられています。このため、当区域の河川区域の道路の整備は、道路管理者による道路整備の方針に基づき、舞中島の文化的景観の保全に配慮することとします。

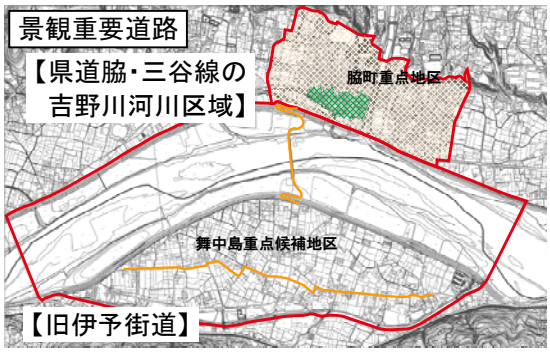

（６）景観重要道路【旧伊予街道】

舞中島重点候補地区に残る旧伊予街道は、文化的景観を構成する重要な構成要素として挙げられています。このため、道路の整備は、道路管理者による道路整備の方針に基づき、舞中島の文化的景観の保全に配慮することとします。

８．景観計画の推進

８－１．景観まちづくりの主体と役割

景観まちづくりを進めていくためには、多くの人々の理解と協力が必要です。

市民、事業者、行政が、本市の共有財産である景観の価値を認識し、景観まちづくりの目標と方針を共有した上で、それぞれがお互いの立場と役割を認め合い、できるところから一歩一歩確実に進めていくことが大切です。

先人から受け継いだ本市のかけがえのない美しい景観を守り、育て、創造していくために、多様な主体、人々の「**共創・協働**」による景観まちづくりを推進します。

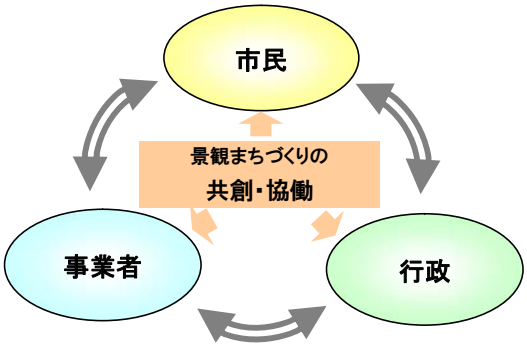

８－２．良好な景観の保全・創造

（１） 景観形成のルールづくり

① 景観計画の周知と届出に対する円滑な運用

本市は、景観計画の周知を図ります。本市の景観に影響を及ぼす可能性がある大規模行為は、「届出が必要な行為」として「景観形成基準」に基づき審査を行い、円滑な運用を通じて本市の景観形成を推進します。

② 屋外広告物の景観誘導

徳島県屋外広告物条例を活用し、主要幹線道路沿道などの景観誘導を図ります。

③ 景観まちづくりの推進

・景観協定による景観まちづくり

景観協定は、良好な景観形成を目的として建物の形態意匠、用途、屋外広告物、緑化や農地の保全に関する事項を土地所有者及び借地権者間の契約として結び、住宅地や商業地、工業団地などで、良好な景観を形成するためのツールです。本市は、景観協定による景観まちづくりを地域住民の発意に基づき進めます。

・地区指定による景観まちづくり（重点地区、重点候補地区、景観地区、準景観地区）

質の高い良好な景観が集積する地区や、住民による積極的な景観まちづくり活動等が行われている地区など、景観まちづくりを重点的に進めていく地区を「重点地区」と位置づけ、景観形成を進めます。また、重点候補地区を示し、地域住民との十分な協議を行いながら、重点地区への移行と地区の実情にあったきめ細やかなルールづくりの検討を進めていきます。更に、法に定められた「景観地区」「準景観地区」への発展的導入を検討していきます。

④ 脇町南町伝統的建造物群保存地区及び脇町重点地区の継続的な景観形成

「うだつの町並み」として知られている脇町南町及び脇町重点地区は、市民、事業者、行政の協働による継続的な景観形成を進めます。

⑤ 舞中島重点候補地区の景観保全

住民との協働により舞中島重点候補地区の景観保全を進め、重点地区への移行を図ります。更に、文化庁による舞中島重要文化的景観の選定を進め、舞中島の文化的景観の保全と活用を図ります。

⑥ 寺町重点候補地区の景観形成

地域住民との協働により寺町の趣のある景観形成を進め、重点地区への移行を図ります。

（２） 景観資源の保全・活用

① 景観資源のデータベース化と定期的な状況把握

本市の優れた景観資源を収集しデータベース化を進め、定期的な状況把握を行い、景観資源の保全を図ります。

② 景観重要建造物・景観重要樹木の指定

景観重要建造物や景観重要樹木の指定を推進し、適切な維持管理を図り、地域の景観形成や周辺の良好な景観まちづくりを進めます。

（３） 景観に配慮した公共施設の整備

① 公共施設の景観形成

景観形成を図るべき公共施設の整備にあたっては、「国土交通省景観形成ガイドライン」や「徳島県景観形成指針」を参考にしつつ、質の高い公共施設の整備をめざします。

② 景観重要公共施設の指定

河川や主要幹線道路、公園など景観上重要な公共施設は、国、県などの管理者と協議を行って、「景観重要公共施設」の指定を進め、質の高い公共施設の景観形成を図ります。

８－３．景観まちづくりの推進体制の構築

（１） 国・県・他市町村との連携強化

本市は、国や県との景観施策の連携を図り、公共施設の整備や適切な管理、各種事業の実施、景観形成に関する情報収集等に取り組みます。

また、「徳島県景観アドバイザー＆景観サポーター制度」等を活用するとともに、景観に関する国や県の補助制度の活用を検討し、本市の景観形成に効果的な施策の推進を図ります。

（２） 景観審議会の設置

景観の専門家や関係機関などから構成される景観審議会を設置し、景観計画の運用、重点地区の設定、景観重要建造物等の指定、景観計画の見直し等について審議を行います。

（３） 市民の自主的な活動の支援

地域ぐるみの環境美化運動をはじめ、市民、事業者による緑化の推進、町並みや伝統的建造物の保存活用運動といった景観まちづくりに関する市民の自主的な活動の支援や情報提供を行い、市民が主体となった運動の活発化を図ります。

また、市民活動の取組の促進に向け、県内や全国の自治体や NPO 等の取り組み事例、支援制度の紹介、徳島県景観アドバイザー＆景観サポーター制度による専門家やコーディネーターの派遣等、多様な支援制度を検討します。

地域での花づくり

三頭山ふれあいの森づくり

（４） 重点候補地区の合意形成と景観計画の見直し

重点候補地区では、行政による取組と協働による取組により合意形成を図り、景観計画の見直しにより、重点地区の指定をめざします。

８－４．景観まちづくりに関する意識啓発

本市では、市勢要覧「美馬 美しい未来へ」や「あおいろ紀行 まほろばの風にさそわれて」の作成などを通じて、景観資源の発掘や紹介を行ってきました。

今後も市民一人ひとりの景観まちづくりに関する意識を高めるため、市ホームページや「広報みま」への掲載など、多様な媒体を活用して、本市の景観の取組を紹介していきます。

美馬市景観計画　概要版
策定／平成 26 年　月　日
発行／平成 26 年　月　日
編集／美馬市 建設部 監理課
〒777-8577　美馬市穴吹町穴吹字九反地 5 番地
TEL 0883-52-5607 Fax 0883-52-1350
E-mail info@city.mima.lg.jp
http://www.city.mima.lg.jp